

一般社団法人鬼ごっこ協会  
表彰規則

第1条 表彰

本協会は、スポーツ鬼ごっこの普及・発展に寄与、貢献した個人または団体に、敬意および感謝を現すことを目的として表彰を行う。

第2条 対象者

本協会が行う表彰規則に基づく、対象者は次のとおりとする。

- ① 本協会の役員、スタッフ
- ② 地域組織の役員、スタッフ
- ③ 加盟チーム、個人選手
- ④ 指導員
- ⑤ 審判員
- ⑥ その他、本協会の活動の発展に著しく寄与した者

第3条 表彰の事由

- ① 本協会の運営、活動に貢献したとき
- ② 選手の指導や育成に多大な貢献したとき
- ③ 審判員として、競技運営に多大な貢献をしたとき
- ④ 指導員として、競技者への指導への姿勢が評価されたとき
- ⑤ その他、前各号に準ずる取組があったとき

第4条 表彰の方法

表彰の方法は、本協会は表彰者に準じて定めることとする。

第5条 表彰の決定

表彰者の決定は、理事会において決定する。

第6条 表彰の時期

表彰の時期および場所は、理事会において決定する。

[改正]

2017年3月17日